(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	SS	(2) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(i) 裁判所その他の官公署における手続についての法律上の代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(ii) 弁護士としての資格を有する者が管轄地の法律（下記(iii)から(iv)までに掲げる法律以外の法律をいう。）について行う意見の表明	(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。	
(iii) 公正証書の嘱託についての法的な代理サービス	(3)(a) 管轄地において効力を有し、又は有することが認められる第三国の法律に関する業務は、各事案に関する第三国において、権限のある人（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を条件として認められる。日本国の法律に関する業務は、認められない。	
(iv) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は不動産の所有権、鉱業権その他日本国内の不動産に関する権利の得喪を目的とする法律行為及び当該法律行為に関する法律事件について日本国内の官公署に提出する文書の作成	(b) 「弁護士」との共同事業は、認められる。 「弁護士」の雇用は、認められない。 (c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。 (d) 国際仲裁における代理は、認められる。	

(b) 親族関係若しくは相続に関する法律事件で日本国民が含まれているもの又は日本国内に所在する不動産に関する法律事件で当該不動産の所有権の得喪を目的とするものについて行う意見の表明	SS	(2) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(i) 裁判所その他の官公署における手続についての法律上の代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(ii) 弁護士としての資格を有する者が管轄地の法律（下記(iii)から(iv)までに掲げる法律以外の法律をいう。）について行う意見の表明	(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	
(iii) 公正証書の嘱託についての法的な代理サービス	(3)(a) 管轄地において効力を有し、又は有することが認められる第三国の法律に関する業務は、各事案に関する第三国において、権限のある人（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を条件として認められる。日本国の法律に関する業務は、認められない。	
(iv) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は不動産の所有権、鉱業権その他日本国内の不動産に関する権利の得喪を目的とする法律行為及び当該法律行為に関する法律事件について日本国内の官公署に提出する文書の作成	(b) 「弁護士」との共同事業は、認められる。 「弁護士」の雇用は、認められない。 (c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。 (d) 国際仲裁における代理は、認められる。	

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

(a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。

(b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。

(c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。

(d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。

(e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。

(f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

(a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	SS	(1) サービスは、自然人又は司法書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する「司法書士」であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 制限しない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	SS	(1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する「行政書士」であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 制限しない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。